平成２３年（フ）第７６号
佐賀県唐津市八百屋町1572番地１
債務者　吉村　智明
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第２４４号
広島県福山市南手城町２丁目１－３　ファミール大黒101号、住民票上の住所広島県福山市神辺町字徳田1478番地１
債務者　佐藤　　聡
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２４９号
広島県福山市西深津町２丁目14番13―302号
債務者　宮城　眞吾
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２５０号
広島県福山市南本庄２丁目６番27号　エクセル南本庄206
債務者　清水　敏子
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第５７号
高知県宿毛市二ノ宮1726番地１
債務者　濱田　明美
１　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第６３号
高知県四万十市古津賀2638番地１
債務者　水野　舞子
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第３７４号
沖縄県那覇市辻２丁目12番７号　３階
債務者　玉城　孝子
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４０１号
沖縄県浦添市沢岷１丁目40番８―201号　健マンション
債務者　具志　秀也
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４２０号
沖縄県那覇市字真地295番地１　グランドソレーユ206
債務者　金城　智和
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２２５３号
愛知県半田市有楽町８丁目13番地　ハイツヤマオ308号
債務者　青木　俊憲
１　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８７号
長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷1151番地１、旧住所佐賀県西松浦郡有田町白川２丁目10番５号１
債務者　鷲尾　達彦
１　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２３５号
長崎県佐世保市天満町２番25号　サンビル４階
債務者　井上めぐみ
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
鹿児島県鹿屋市王子町4645番地36
債務者　宮園百合子（旧姓岩元）
１　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第３３３号
青森市浪館前田１丁目21番24号　コーポ秋元Ａ棟１号室
債務者　加賀谷美子
１　決定年月日時　平成23年10月５日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１３号
熊本市下江津５丁目８番14号　ディアスガーデンＡ―102号
債務者　石井　弘幸
１　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４６９号
熊本市野中１丁目４番26号
債務者　柴田　幸司
１　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５３４号
熊本市本山町191番地２　アーネスト平成イースト901号室
債務者　上畑　茂美
１　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部